明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

限定承認公告

本籍島根県浜田市旭町和田七五番地、最後の住所島根県浜田市旭町和田七三番地三

被相続人　亡　岡本　秀司

右被相続人は平成二十三年二月一日死亡し、その相続人は平成二十三年四月六日松江家庭裁判所浜田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十五日

島根県浜田市紺屋町四三番地五オリンピアビル二階佐和法律事務所

相続財産管理人岡本文子

代理人弁護士　佐和　洋亮

限定承認公告

本籍福岡県久留米市太郎原町一六九五番地、最後の住所佐賀県鳥栖市布津原町五八番地

被相続人　亡　長尾　忠臣

右被相続人は平成二十三年一月二十七日死亡し、その相続人は平成二十三年四月六日佐賀家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十五日

佐賀県鳥栖市布津原町五八番地プレミール一〇二号　相続財産管理人　長尾　忠孝

限定承認公告

本籍佐賀県佐賀市多布施四丁目一六七番地、最後の住所佐賀県佐賀市巨勢町大字牛島一九五番地二　被相続人　亡　碇　ミワ子

右被相続人は平成二十二年九月二十八日死亡し、その相続人は平成二十三年四月七日佐賀家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年四月十五日

佐賀県小城市小城町自在二七四番地五一　相続財産管理人　碇　ミチ子

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第一〇九条の規定に基づき、優先資本金の額を金百二十一億六千二百六十万円減少することにいたしましたので、この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

一、消却する優先出資の種類及び口数

優先出資　二十四万三千二百五十二口

一、消却の方法

一口金五万円をもって有償消却する。

一、消却に要する額

金百二十一億六千二百六十万円

なお、最終貸借対照表の開示状況は、次のとおりです。

http://www.e-kokoku.info/0003/

平成二十三年四月十五日

東京都千代田区九段南一丁目四番五号

荒川公認会計士事務所内

特定目的会社北品川キャピタル

取締役　荒川　真司

取消公告

平成二十三年三月二十五日（号外第六十号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみ取消します。

平成二十三年四月十五日

大阪府藤井寺市沢田二丁目九番三九号

株式会社南大阪エクセルホーム

代表取締役　岡田　正二

正誤

ページ	段	行	誤	正
九ページ上段九行目から一一行目は次のとおりの誤り。				
第七条の九第一項中「規定による」を削り、「令第六条第一項第三号イに掲げる安定型産業廃棄物」を「安定型産業廃棄物（令第六条第一項第三号イに規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）」に改める。				
一〇	下	三	第七条の二の二第七条の二の二の	加え、「第一項又は前項」を「前二項」に改める。
〃	〃	一二	第三項まで	第三項までの
〃	〃	一八〜二四（終りから）	第十二条	法第十二条
〃	〃	二	二十五第三項	五第三項
〃	〃	三	二三加える。	
〃	〃	一〇〜一六（終りから）	処分	保管上限（特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限）
〃	〃	一三	運搬	申請者が法人である場合には、直前三年
〃	〃	一九	保管上限	
〃	〃	二〇	処分	
〃	〃	一四	運搬	
〃	〃	一八	申請者が法人である場合には、直前三年	
〃	上	一六	直前三年	
〃	〃	一七	保管上限	
〃	下	二	処分	
〃	〃	二〜三（終りから）	運搬	
〃	〃	一	保管上限	
一六	上	一〜二（終りから）	保管上限（特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限）	
一六	上	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
一六	上	三	直前三年	
一六	上	四	保管上限	
一六	上	五	処分	
一六	上	六	運搬	
一六	上	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
一六	下	一	直前三年	
一六	下	二	保管上限	
一六	下	三	処分	
一六	下	四	運搬	
一六	下	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
一六	下	六	直前三年	
一六	下	七	保管上限	
一七	上	一	処分	
一七	上	二	運搬	
一七	上	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
一七	上	四	直前三年	
一七	上	五	保管上限	
一七	上	六	処分	
一七	上	七	運搬	
一七	下	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
一七	下	二	直前三年	
一七	下	三	保管上限	
一七	下	四	処分	
一七	下	五	運搬	
一七	下	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
一七	下	七	直前三年	
一八	上	一	保管上限	
一八	上	二	処分	
一八	上	三	運搬	
一八	上	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
一八	上	五	直前三年	
一八	上	六	保管上限	
一八	上	七	処分	
一八	下	一	運搬	
一八	下	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
一八	下	三	直前三年	
一八	下	四	保管上限	
一八	下	五	処分	
一八	下	六	運搬	
一八	下	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
一九	上	一	直前三年	
一九	上	二	保管上限	
一九	上	三	処分	
一九	上	四	運搬	
一九	上	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
一九	上	六	直前三年	
一九	上	七	保管上限	
一九	下	一	処分	
一九	下	二	運搬	
一九	下	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
一九	下	四	直前三年	
一九	下	五	保管上限	
一九	下	六	処分	
一九	下	七	運搬	
二〇	上	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
二〇	上	二	直前三年	
二〇	上	三	保管上限	
二〇	上	四	処分	
二〇	上	五	運搬	
二〇	上	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
二〇	上	七	直前三年	
二〇	下	一	保管上限	
二〇	下	二	処分	
二〇	下	三	運搬	
二〇	下	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
二〇	下	五	直前三年	
二〇	下	六	保管上限	
二〇	下	七	処分	
二一	上	一	運搬	
二一	上	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
二一	上	三	直前三年	
二一	上	四	保管上限	
二一	上	五	処分	
二一	上	六	運搬	
二一	上	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
二一	下	一	直前三年	
二一	下	二	保管上限	
二一	下	三	処分	
二一	下	四	運搬	
二一	下	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
二一	下	六	直前三年	
二一	下	七	保管上限	
二二	上	一	処分	
二二	上	二	運搬	
二二	上	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
二二	上	四	直前三年	
二二	上	五	保管上限	
二二	上	六	処分	
二二	上	七	運搬	
二二	下	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
二二	下	二	直前三年	
二二	下	三	保管上限	
二二	下	四	処分	
二二	下	五	運搬	
二二	下	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
二二	下	七	直前三年	
二三	上	一	保管上限	
二三	上	二	処分	
二三	上	三	運搬	
二三	上	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
二三	上	五	直前三年	
二三	上	六	保管上限	
二三	上	七	処分	
二三	下	一	運搬	
二三	下	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
二三	下	三	直前三年	
二三	下	四	保管上限	
二三	下	五	処分	
二三	下	六	運搬	
二三	下	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
二四	上	一	直前三年	
二四	上	二	保管上限	
二四	上	三	処分	
二四	上	四	運搬	
二四	上	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
二四	上	六	直前三年	
二四	上	七	保管上限	
二四	下	一	処分	
二四	下	二	運搬	
二四	下	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
二四	下	四	直前三年	
二四	下	五	保管上限	
二四	下	六	処分	
二四	下	七	運搬	
二五	上	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
二五	上	二	直前三年	
二五	上	三	保管上限	
二五	上	四	処分	
二五	上	五	運搬	
二五	上	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
二五	上	七	直前三年	
二五	下	一	保管上限	
二五	下	二	処分	
二五	下	三	運搬	
二五	下	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
二五	下	五	直前三年	
二五	下	六	保管上限	
二五	下	七	処分	
二六	上	一	運搬	
二六	上	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
二六	上	三	直前三年	
二六	上	四	保管上限	
二六	上	五	処分	
二六	上	六	運搬	
二六	上	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
二六	下	一	直前三年	
二六	下	二	保管上限	
二六	下	三	処分	
二六	下	四	運搬	
二六	下	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
二六	下	六	直前三年	
二六	下	七	保管上限	
二七	上	一	処分	
二七	上	二	運搬	
二七	上	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
二七	上	四	直前三年	
二七	上	五	保管上限	
二七	上	六	処分	
二七	上	七	運搬	
二七	下	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
二七	下	二	直前三年	
二七	下	三	保管上限	
二七	下	四	処分	
二七	下	五	運搬	
二七	下	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
二七	下	七	直前三年	
二八	上	一	保管上限	
二八	上	二	処分	
二八	上	三	運搬	
二八	上	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
二八	上	五	直前三年	
二八	上	六	保管上限	
二八	上	七	処分	
二八	下	一	運搬	
二八	下	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
二八	下	三	直前三年	
二八	下	四	保管上限	
二八	下	五	処分	
二八	下	六	運搬	
二八	下	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
二九	上	一	直前三年	
二九	上	二	保管上限	
二九	上	三	処分	
二九	上	四	運搬	
二九	上	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
二九	上	六	直前三年	
二九	上	七	保管上限	
二九	下	一	処分	
二九	下	二	運搬	
二九	下	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
二九	下	四	直前三年	
二九	下	五	保管上限	
二九	下	六	処分	
二九	下	七	運搬	
三〇	上	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
三〇	上	二	直前三年	
三〇	上	三	保管上限	
三〇	上	四	処分	
三〇	上	五	運搬	
三〇	上	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
三〇	上	七	直前三年	
三〇	下	一	保管上限	
三〇	下	二	処分	
三〇	下	三	運搬	
三〇	下	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
三〇	下	五	直前三年	
三〇	下	六	保管上限	
三〇	下	七	処分	
三一	上	一	運搬	
三一	上	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
三一	上	三	直前三年	
三一	上	四	保管上限	
三一	上	五	処分	
三一	上	六	運搬	
三一	上	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
三一	下	一	直前三年	
三一	下	二	保管上限	
三一	下	三	処分	
三一	下	四	運搬	
三一	下	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
三一	下	六	直前三年	
三一	下	七	保管上限	
三二	上	一	処分	
三二	上	二	運搬	
三二	上	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
三二	上	四	直前三年	
三二	上	五	保管上限	
三二	上	六	処分	
三二	上	七	運搬	
三二	下	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
三二	下	二	直前三年	
三二	下	三	保管上限	
三二	下	四	処分	
三二	下	五	運搬	
三二	下	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
三二	下	七	直前三年	
三三	上	一	保管上限	
三三	上	二	処分	
三三	上	三	運搬	
三三	上	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
三三	上	五	直前三年	
三三	上	六	保管上限	
三三	上	七	処分	
三三	下	一	運搬	
三三	下	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
三三	下	三	直前三年	
三三	下	四	保管上限	
三三	下	五	処分	
三三	下	六	運搬	
三三	下	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
三四	上	一	直前三年	
三四	上	二	保管上限	
三四	上	三	処分	
三四	上	四	運搬	
三四	上	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
三四	上	六	直前三年	
三四	上	七	保管上限	
三四	下	一	処分	
三四	下	二	運搬	
三四	下	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
三四	下	四	直前三年	
三四	下	五	保管上限	
三四	下	六	処分	
三四	下	七	運搬	
三五	上	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
三五	上	二	直前三年	
三五	上	三	保管上限	
三五	上	四	処分	
三五	上	五	運搬	
三五	上	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
三五	上	七	直前三年	
三五	下	一	保管上限	
三五	下	二	処分	
三五	下	三	運搬	
三五	下	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
三五	下	五	直前三年	
三五	下	六	保管上限	
三五	下	七	処分	
三六	上	一	運搬	
三六	上	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
三六	上	三	直前三年	
三六	上	四	保管上限	
三六	上	五	処分	
三六	上	六	運搬	
三六	上	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
三六	下	一	直前三年	
三六	下	二	保管上限	
三六	下	三	処分	
三六	下	四	運搬	
三六	下	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
三六	下	六	直前三年	
三六	下	七	保管上限	
三七	上	一	処分	
三七	上	二	運搬	
三七	上	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
三七	上	四	直前三年	
三七	上	五	保管上限	
三七	上	六	処分	
三七	上	七	運搬	
三七	下	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
三七	下	二	直前三年	
三七	下	三	保管上限	
三七	下	四	処分	
三七	下	五	運搬	
三七	下	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
三七	下	七	直前三年	
三八	上	一	保管上限	
三八	上	二	処分	
三八	上	三	運搬	
三八	上	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
三八	上	五	直前三年	
三八	上	六	保管上限	
三八	上	七	処分	
三八	下	一	運搬	
三八	下	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
三八	下	三	直前三年	
三八	下	四	保管上限	
三八	下	五	処分	
三八	下	六	運搬	
三八	下	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
三九	上	一	直前三年	
三九	上	二	保管上限	
三九	上	三	処分	
三九	上	四	運搬	
三九	上	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
三九	上	六	直前三年	
三九	上	七	保管上限	
三九	下	一	処分	
三九	下	二	運搬	
三九	下	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
三九	下	四	直前三年	
三九	下	五	保管上限	
三九	下	六	処分	
三九	下	七	運搬	
四〇	上	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
四〇	上	二	直前三年	
四〇	上	三	保管上限	
四〇	上	四	処分	
四〇	上	五	運搬	
四〇	上	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
四〇	上	七	直前三年	
四〇	下	一	保管上限	
四〇	下	二	処分	
四〇	下	三	運搬	
四〇	下	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
四〇	下	五	直前三年	
四〇	下	六	保管上限	
四〇	下	七	処分	
四一	上	一	運搬	
四一	上	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
四一	上	三	直前三年	
四一	上	四	保管上限	
四一	上	五	処分	
四一	上	六	運搬	
四一	上	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
四一	下	一	直前三年	
四一	下	二	保管上限	
四一	下	三	処分	
四一	下	四	運搬	
四一	下	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
四一	下	六	直前三年	
四一	下	七	保管上限	
四二	上	一	処分	
四二	上	二	運搬	
四二	上	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
四二	上	四	直前三年	
四二	上	五	保管上限	
四二	上	六	処分	
四二	上	七	運搬	
四二	下	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
四二	下	二	直前三年	
四二	下	三	保管上限	
四二	下	四	処分	
四二	下	五	運搬	
四二	下	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
四二	下	七	直前三年	
四三	上	一	保管上限	
四三	上	二	処分	
四三	上	三	運搬	
四三	上	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
四三	上	五	直前三年	
四三	上	六	保管上限	
四三	上	七	処分	
四三	下	一	運搬	
四三	下	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
四三	下	三	直前三年	
四三	下	四	保管上限	
四三	下	五	処分	
四三	下	六	運搬	
四三	下	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
四四	上	一	直前三年	
四四	上	二	保管上限	
四四	上	三	処分	
四四	上	四	運搬	
四四	上	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
四四	上	六	直前三年	
四四	上	七	保管上限	
四四	下	一	処分	
四四	下	二	運搬	
四四	下	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
四四	下	四	直前三年	
四四	下	五	保管上限	
四四	下	六	処分	
四四	下	七	運搬	
四五	上	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
四五	上	二	直前三年	
四五	上	三	保管上限	
四五	上	四	処分	
四五	上	五	運搬	
四五	上	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
四五	上	七	直前三年	
四五	下	一	保管上限	
四五	下	二	処分	
四五	下	三	運搬	
四五	下	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
四五	下	五	直前三年	
四五	下	六	保管上限	
四五	下	七	処分	
四六	上	一	運搬	
四六	上	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
四六	上	三	直前三年	
四六	上	四	保管上限	
四六	上	五	処分	
四六	上	六	運搬	
四六	上	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
四六	下	一	直前三年	
四六	下	二	保管上限	
四六	下	三	処分	
四六	下	四	運搬	
四六	下	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
四六	下	六	直前三年	
四六	下	七	保管上限	
四七	上	一	処分	
四七	上	二	運搬	
四七	上	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
四七	上	四	直前三年	
四七	上	五	保管上限	
四七	上	六	処分	
四七	上	七	運搬	
四七	下	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
四七	下	二	直前三年	
四七	下	三	保管上限	
四七	下	四	処分	
四七	下	五	運搬	
四七	下	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
四七	下	七	直前三年	
四八	上	一	保管上限	
四八	上	二	処分	
四八	上	三	運搬	
四八	上	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
四八	上	五	直前三年	
四八	上	六	保管上限	
四八	上	七	処分	
四八	下	一	運搬	
四八	下	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
四八	下	三	直前三年	
四八	下	四	保管上限	
四八	下	五	処分	
四八	下	六	運搬	
四八	下	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
四九	上	一	直前三年	
四九	上	二	保管上限	
四九	上	三	処分	
四九	上	四	運搬	
四九	上	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
四九	上	六	直前三年	
四九	上	七	保管上限	
四九	下	一	処分	
四九	下	二	運搬	
四九	下	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
四九	下	四	直前三年	
四九	下	五	保管上限	
四九	下	六	処分	
四九	下	七	運搬	
五〇	上	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
五〇	上	二	直前三年	
五〇	上	三	保管上限	
五〇	上	四	処分	
五〇	上	五	運搬	
五〇	上	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
五〇	上	七	直前三年	
五〇	下	一	保管上限	
五〇	下	二	処分	
五〇	下	三	運搬	
五〇	下	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
五〇	下	五	直前三年	
五〇	下	六	保管上限	
五〇	下	七	処分	
五一	上	一	運搬	
五一	上	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
五一	上	三	直前三年	
五一	上	四	保管上限	
五一	上	五	処分	
五一	上	六	運搬	
五一	上	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
五一	下	一	直前三年	
五一	下	二	保管上限	
五一	下	三	処分	
五一	下	四	運搬	
五一	下	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
五一	下	六	直前三年	
五一	下	七	保管上限	
五二	上	一	処分	
五二	上	二	運搬	
五二	上	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
五二	上	四	直前三年	
五二	上	五	保管上限	
五二	上	六	処分	
五二	上	七	運搬	
五二	下	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
五二	下	二	直前三年	
五二	下	三	保管上限	
五二	下	四	処分	
五二	下	五	運搬	
五二	下	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
五二	下	七	直前三年	
五三	上	一	保管上限	
五三	上	二	処分	
五三	上	三	運搬	
五三	上	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
五三	上	五	直前三年	
五三	上	六	保管上限	
五三	上	七	処分	
五三	下	一	運搬	
五三	下	二	申請者が法人である場合には、直前三年	
五三	下	三	直前三年	
五三	下	四	保管上限	
五三	下	五	処分	
五三	下	六	運搬	
五三	下	七	申請者が法人である場合には、直前三年	
五四	上	一	直前三年	
五四	上	二	保管上限	
五四	上	三	処分	
五四	上	四	運搬	
五四	上	五	申請者が法人である場合には、直前三年	
五四	上	六	直前三年	
五四	上	七	保管上限	
五四	下	一	処分	
五四	下	二	運搬	
五四	下	三	申請者が法人である場合には、直前三年	
五四	下	四	直前三年	
五四	下	五	保管上限	
五四	下	六	処分	
五四	下	七	運搬	
五五	上	一	申請者が法人である場合には、直前三年	
五五	上	二	直前三年	
五五	上	三	保管上限	
五五	上	四	処分	
五五	上	五	運搬	
五五	上	六	申請者が法人である場合には、直前三年	
五五	上	七	直前三年	
五五	下	一	保管上限	
五五	下	二	処分	
五五	下	三	運搬	
五五	下	四	申請者が法人である場合には、直前三年	
五五	下	五	直前三年	
五五	下	六	保管上限	
五五	下	七	処分	
五六	上	一	運搬	
五六